

11 準備書に対する住民意見、 知事意見及び都市計画決定権者の見解

11 準備書に対する住民意見、知事意見及び都市計画決定権者の見解

11.1 準備書手続きの概要

本事業の環境影響評価の実施に際し、環境影響評価準備書を作成し、令和2年5月12日に公告し、翌日より令和2年6月11日まで縦覧した。また同年6月26日まで住民からの意見を受け付けた。住民からの意見は1件提出された。

11.2 住民意見及び都市計画決定権者の見解

住民意見	都市計画決定権者の見解
廃棄物運搬車両の走行による騒音の影響について - その交通条件について、大型の廃棄物運搬車両は施設の稼働時間8時から12時と13時から17時に均等に発生するものとしているが、8時からの収集運搬業務が始まるのでその搬入は午前中に集中するのではないかと。集中により予測騒音レベルが、予測結果より高まることが懸念される。 廃棄物運搬車両の走行に伴う振動の環境影響について - 環境保全措置として朝夕の交通増加時には廃棄物運搬車両の台数を抑えるように努める。としているが、収集を終えた廃棄物運搬車両はどこかに待機をして、交通増加時を避けて次期ごみ処理施設へ搬入するのか。 8時からいっせいに各地での収集業務を開始すると、廃棄物運搬車両が次期ごみ処理施設に搬入する時間帯が重なり、振動が予測結果よりも大きくなることが懸念される。	アクセスルートは、北の一般県道茶屋新田堀津線から来るルートと南の市道平方南線から来るルートの2ルートを想定していますが、道路交通騒音・道路交通振動の予測値は、想定される最大負荷条件として廃棄物運搬車両最大の台数が全て片方のルートで午前、午後に均等に処理施設に入るという条件のもとに評価しています。 また、実際の運用では騒音・振動を低減させるために、搬入ルートや搬入時間の分散に努めることとなります。 なお、現在の条件において、特に通勤・帰宅の交通が集中すると考えられる7～8時、18～19時に廃棄物運搬車両の搬入は想定していません。

11.3 知事意見及び都市計画決定権者の見解

<統括的事項>

知 事 意 見	都市計画決定権者見解
1 当事業の実施にあたり、周辺環境への影響等に関して新たな事情が生じたときは、必要に応じて環境項目及び調査、予測及び評価の手法等の再検討並びに追加の調査、予測、評価等を行うこと。	事業の実施にあたり、周辺環境への影響等に関して新たな事情が生じたときは、必要に応じて環境項目及び調査、予測及び評価の手法等の再検討並びに追加の調査、予測、評価等を行います。
2 工事中及び供用後において、事前に予測し得なかった環境影響が生じた場合、または予測等に用いた計画諸元をやむを得ず変更する場合は、速やかに調査等を行い、関係機関と協議のうえ、適切な措置を講ずること。	工事中及び供用後において、事前に予測し得なかった環境問題が生じた場合、又は予測等に用いた計画諸元をやむを得ず変更する場合は、速やかに調査等を行い、関係機関と協議の上、適切な措置を講ずることとします。
3 周辺環境への影響や環境保全対策について、適切な機会をとらえて地元自治体や地域住民に対して丁寧に説明すること。	周辺環境への影響や環境保全対策について、適切な機会に地元自治体及び地域住民に対して丁寧に説明してまいります。
4 準備書全般において、説明が不足しているもの、記載の誤りが散見されるので、評価書の作成に当たっては、正確で分かり易い図書とすること。	説明の不足や記載誤りの箇所は適切に追記修正等を行い、正確でわかりやすくするとともに、予測手法の内容や評価の記載について、その結果に至る根拠を示しました。 (P. 12-1～22 「12 環境影響評価準備書からの記載事項の修正の概要と理由」参照)
5 事業実施区域は5～6mの浸水が想定されることから、評価書の作成に当たっては、その対策について図面等を用いるなど具体的かつ分かり易く説明すること。	浸水対策について、重要な部屋の平面図及びこれらの部屋を最大規模となる約6mの浸水深よりも高い位置に設置することを示した断面図を追加しました。(P. 2-7～10 図2. 4-5(1)～(4)参照、P. 2-24 図2. 4-11参照) また、この断面図にて盛土・建築物・機器の設計による対策についても明記しました。
6 本意見書の各項目について検討し、その結果を評価書に記載すること。	準備書に対する知事意見については、本章の都市計画決定権者の見解に示したとおり対応しました。

<個別的事項>

【大気質】

知 事 意 見	都市計画決定権者見解
緑化計画において、大気浄化植樹を検討し、積極的に採用すること。	緑化計画を具体化する段階において、修景による植栽の基本的な機能に加え、樹木による大気浄化効果を考慮して、植栽樹種を選定します。 また、地域の生物多様性に配慮し、可能な限り在来種の採用を行ってまいります。

【振動】

知 事 意 見	都市計画決定権者見解
当事業の実施にあたり、近隣に影響を及ぼしそうな時期については、近隣住民に丁寧に説明を行い、適切なコミュニケーションを図ること。	施工計画を具体化した段階において、工事内容・工事時期等について、地元説明を行い、近隣住民とコミュニケーションを図ってまいります。

【地盤】

知 事 意 見	都市計画決定権者見解
事業実施区域の周辺において地下水位の低下を引き起こさないよう、施工方法を十分に検討し、最適な工法を採用すること。	地下水位より深い深度の掘削工事等の施工方法を具体化する段階において、周辺の地下水位を著しく低下させない工法を採用します。

【電波障害】

知 事 意 見	都市計画決定権者見解
電波障害の評価に用いた、予測計算式等を明確にし、評価書の作成に当たっては、正確で分かり易い図書とすること。	電波障害の予測計算式等については、根拠及び出典等を明記するとともに、予測・評価の手順を分かりやすく再整理いたしました。 (P. 8. 10-6～11 「8. 10 電波障害 8. 10. 2 予測」参照)

【温室効果ガス】

知 事 意 見	都市計画決定権者見解
事業の実施に当たってはより高効率な発電設備の導入、焼却に伴う廃熱の有効利用など、温室効果ガスの更なる排出抑制を積極的に検討し、地元自治体や地域住民に対して丁寧に説明すること。	より高効率な発電設備の導入及び廃熱の有効利用について、事業者選定に係る要求水準書等に記載することを計画しております。併せて、事業者選定時においても事業者からの温室効果ガスの排出抑制に対する提案について、積極的に検討してまいります。 さらに、廃熱の地域内での利用については、事業者から提案があった際には、検討してまいります。 なお、これらのことについて地元自治体及び地域住民に対して丁寧に説明してまいります。